

(令和5年4月施行予定)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令改正に伴う
川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の改正

《主な改正内容》

- ①児童の安全確保のための安全計画策定の義務化
- ②バス送迎に関する所在確認や安全装置の装備の義務化
- ③その他
 - ・他の社会福祉施設との併設の際の設備・人員の専従規定の緩和
 - ・感染症や食中毒の予防又はまん延防止にかかる必要な措置の具体化 など

児童の安全確保のための安全計画策定等の義務化

《現行の取組》

児童の安全に関するマニュアルや指針の策定

取組の強化

《新たな安全計画策定が義務化》

＜安全確保のため行うべき取組とは＞

次の取組について年間スケジュールを設けることを想定（あくまで例示）

- 1 安全点検について
 - (1) 施設・設備の安全点検
 - (2) マニュアルの作成・共有
- 2 児童・保護者への安全指導等
 - (1) 児童への安全指導
 - (2) 保護者への説明・共有
- 3 実践的な訓練や研修の実施
- 4 再発防止の徹底 など

※各施設には別途通知を送信しています。

※条例改正により、園外活動等で車を利用する場合は乗降車時に点呼を行うなど園児の所在確認が義務化され、通園で送迎バスを使用する場合は安全装置の装備が義務化。